

ゆうパックの運賃改定等の詳細について

日本郵便(株)は、「ゆうパックサービスの改善と運賃改定等」を公表して以降、各種サービス等の検討を進めてきましたが、「ゆうパック運賃の改定等」「その他サービスの改定」に関して、報道発表を行いましたので、お知らせいたします。

1 ゆうパック運賃の改定等

(1) 運賃の改定

ア 改定後のゆうパック運賃は、別紙のとおりです。

イ ゴルフゆうパック、スキーゆうパック及び空港ゆうパックの運賃

| 項目 | 内容 |
|----------|----------------------------------|
| ゴルフゆうパック | 120サイズ超については、140サイズの基本運賃と同額とします。 |
| スキーゆうパック | 140サイズ超については、160サイズの基本運賃と同額とします。 |
| 空港ゆうパック | スキーゆうパックの運賃に640円を加算した額とします。 |

(2) 重量ゆうパックの新設

25kg超30kg以下の荷物用に新設する重量ゆうパックの主なサービスは、下表のとおりです。

なお、一般のゆうパックの重量上限は30kgから25kgに引き下げます。

| 項目 | 内容 |
|-------|---|
| 大きさ | 3辺計170cm以下 |
| 重量 | 25kgを超え30kgまでのもの ※外装を含めた総重量が30kgを超過する荷物であっても、内容品の重量が30kg以下であることが明らかな場合については、その外装が軽微な場合に限りご利用できます。 |
| 包装の制限 | 紐やテープ等を用いて複数の荷物を把束している荷物は、ご利用できません。 |
| 運賃 | 一般のゆうパックの基本運賃に500円を加算したもの |
| 割引 | 持込割引、複数口割引、同一あて先割引を適用します。 ※複数口割引と同一あて先割引は併用できません。 ※持込割引は、郵便局に持込むと、1個につき120円割り引きます。 ※複数口割引は、あて先が同一の重量ゆうパックを同時に2個以上差し出すと、1個につき60円割り引きます。一般のゆうパックと重量ゆうパックの併用は、割引の対象外です。 ※同一あて先割引は、荷物の送り状に記載されているあて先と同一のあて先が記載されている過去1年以内に差し出された荷物の送り状(重量ゆうパックとして差し出されたもの)に限り、1個につき60円割り引きます。 |

| | |
|--------|--|
| 差出方法 | 全国の郵便局の窓口のほか、集荷もご利用できます。 なお、専用の宛名ラベルはありませんので、一般のゆうパックラベルをご利用ください。 ※郵便局以外のゆうパック取扱店ではご利用できません。 |
| 追跡サービス | 日本郵便株式会社 Web サイトの「郵便追跡サービス」からご確認ください。 (URL: https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/) |
| 送達速度 | おおむね一般のゆうパックの送達速度+1日程度でお届けします。 ※お届け先が遠方の場合、離島の場合など一部地域の場合はさらに数日要する場合があります。 |
| 特殊取扱 | 代金引換、代金引換まとめ送金をご利用できます。 なお、チルドサービス、セキュリティサービス、本人限定受取サービスはご利用できません。 |

2 その他サービスの改定

| 項目 | 内容 |
|-------------------|---|
| 「初回受取日時・場所の指定」の開始 | 初回配達前に、受取日時の指定、勤務先への無料転送又は全国の郵便局での受け取りができるサービスを開始します。 |
| 「郵送によるお届け済み通知」の終了 | インターネット等により荷物の配達完了の確認が可能となっていることから、 <u>本サービスを終了します。</u> 配達完了の状況は、日本郵便株式会社 Web サイトの「郵便追跡サービス」からご確認ください。 (URL: https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/) |

3 実施日

2018年3月1日(木)

◆改定後のゆうパック基本運賃

関東発 ゆうパック基本運賃表(2018.3.1から)

(単位:円、税込)

| エリア | 県内 | 北海道 | 東北 | 関東 | 信越 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 |
|----------------|----------------------------------|-------|--|---|------------|-------------------|--------------------------|---|---------------------------------|--------------------------|--|-------|
| (各エリアに属する都道府県) | (同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行います。) | 北海道 | 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 | 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 | 新潟県 長野県 | 富山県 石川県 福井県 | 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 | 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 | 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 | 沖縄県 |
| 60サイズ | 800 | 1,280 | 850 | 850 | 850 | 850 | 850 | 950 | 1,080 | 1,080 | 1,280 | 1,330 |
| 80サイズ | 1,010 | 1,500 | 1,080 | 1,080 | 1,080 | 1,080 | 1,080 | 1,180 | 1,290 | 1,290 | 1,500 | 1,600 |
| 100サイズ | 1,260 | 1,730 | 1,310 | 1,310 | 1,310 | 1,310 | 1,310 | 1,410 | 1,530 | 1,530 | 1,730 | 1,870 |
| 120サイズ | 1,500 | 1,980 | 1,560 | 1,560 | 1,560 | 1,560 | 1,560 | 1,660 | 1,770 | 1,770 | 1,980 | 2,130 |
| 140サイズ | 1,750 | 2,220 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 1,800 | 1,910 | 2,020 | 2,020 | 2,220 | 2,400 |
| 160サイズ | 1,970 | 2,440 | 2,020 | 2,020 | 2,020 | 2,020 | 2,020 | 2,120 | 2,230 | 2,230 | 2,440 | 2,610 |
| 170サイズ | 2,300 | 2,800 | 2,370 | 2,370 | 2,370 | 2,370 | 2,370 | 2,480 | 2,590 | 2,590 | 2,800 | 3,000 |

「連合・愛のカンパ」の取り組み要請

日頃より、JP労組の諸活動にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、連合は本年も「連合・愛のカンパ」の取り組みを行います。この取り組みは、人道主義の立場から「自由、平等、公正で平和な世界の実現」に向け、社会貢献活動として取り組むものであり、NPO・NGO団体等の事業・プログラムへの支援、および自然災害等による被災者に対する救援・支援を目的としています。

JP労組においても毎年取り組んでおり、昨年は全国で7,944,700円のカンパ金を集約しました。本年も以下のとおり取り組むこととしますので、よろしくお願ひします。

1 取組月間

2017年11月上旬から12月まで

2 カンパ金の集約方法

支部単位で集約の上東京地本へ送金し、併せて「送金報告書」(別紙1)で報告してください。

3 締切日

一次締切 2017年12月15日(金)

二次締切 2018年 1月12日(金)

最終締切 2018年 1月19日(金)

4 送金口座

| | | |
|------|--------------------|--------------|
| | ゆうちょ銀行(振替口座) | 中央労働金庫 霞ヶ関支店 |
| 口座名 | JP労組東京 | JP労組東京地方本部 |
| 口座番号 | 00130-2-72658 8 | (普)1635883 |

以上

連合 愛のカンパ

世界の仲間たちから
「笑顔のありがとう」が
とどいています。

わたしたちは今年も「愛のカンパ」活動に取り組んでいます。
ひとりひとりの小さな愛が、おおきなおおきな愛となって、
たくさんの仲間にとどけられています。
みなさまの温かいご支援とご協力をおねがいたします。



中央助成

海外や国内で救援・支援活動に取り組んでいるNGO・NPO団体の具体的事業プログラムとし、構成組織の推薦があるもの。

©AAR Japan (国長を助ける会)



地域助成

団体の所在地、あるいは活動拠点の所在する地方連合会の推薦があるもの。

©みやび生涯学習指導・支援センター



連合ボランティア活動

自然災害等の 救援・支援

©2017年7月(公益社団法人)

「連合・愛のカンパ」の取り組み

「連合・愛のカンパ」は、人道主義の立場から「自由、平等、公正で平和な世界の実現」に向け、社会貢献活動として取り組むもので、NGO・NPO団体等の事業・プログラムへの支援、および自然災害等による被災者に対する救援・支援を目的としております。

- カンパ金の振込
- 第一次集約
- 第二次集約
- 最終集約



連合・連帯活動局

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 Tel.03-5295-0513 Fax.03-5295-0547

連合 <http://www.jtuc-rengo.or.jp>



RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

日 刊

新東京

No. 2191

2017年
11月7日(火)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

特別国会 解せぬ野党質問の削減

自民党が今期の特別国会での野党の質問時間を削減し、与党分を拡大しようとしている。

衆院予算委員会などでは現在、与党と野党の質問時間は「2対8」に配分されている。与党が少ないのは、法案の作成過程で議論する機会があるからだ。各野党の多様な視点で論議を深める時間を重視した慣例といえよう。

自民党幹部に検討を指示したのは安倍晋三首相だ。首相は衆院選で「謙虚」や「真摯（しんし）」をアピールしていた。大勝した選挙後も「謙虚な姿勢」で国会に臨むことを強調した。にもかかわらず、与党に都合

のいいルールに変更しようとしている。散々批判を浴びた「1強政治」のおごりや緩みが、早くも頭をもたげてきたとみられても仕方あるまい。

そもそも「2対8」は旧民主党政権時代に自民党が要求し、与野党で話し合って決めた配分だ。自民党はこの整合性をどう説明するのか。

削減について菅義偉官房長官は「議席数に応じて質問時間を配分するのは、国民ももつともだと考えると思う」と賛同したが、「国会のことは国会」と口にしていたのは誰だったか。菅氏の発言にある「国民」は、周辺の自民党支持者だけを指

していると思えない。与党議員が政権と一線を引き、国民の立場で政策を論じるのなら、もちろん質疑時間も野党と等しく確保されるべきだ。

しかし政府が国会に提出する法案の多くは、事前に与党側に説明され、了承されたものだ。このため与党側の質問は政権側の主張の補強に傾きがちだ。質疑時間が、閣僚の主張の開陳に費やされるような場面も目に付く。過去には与党議員が質問時間を持てあまし、お経を朗読した場面すらあった。与党側の質問時間を単純に増やすのでは、国会審議の形骸（けいがい）化につながりかねない。首相は9月の臨時国会を冒頭解散して議論を封じた。今年1月以降の国会会期の通算日数は151日だ。過去10年で最少は2014年の207日で、それを大きく下回っている。政府・自民党は当初、特別国

会会期を最小限にとどめる意向だったが、与党内からも批判を浴び会期延長を検討する方向に転じた。それと引き換えに野党の質問を圧縮しようというのでは、学校法人「加計(かけ)学園」「森友学園」などを巡る問題の追及を逃れるためと受け止められても仕方ない。だが、説明責任を果たさなければ疑惑はいつまでも消えない。衆院選勝利で国民の信任を得たとするなら身勝手過ぎる。

国会は与野党が政策を巡って論議を尽くし、合意形成を探る場である。議論や追及から逃れようと画策するのは、言論の府の軽視にほかならない。

1日より特別国会が召集され、第4次安倍内閣が発足した。安倍首相は8月の内閣改造で任命したばかりの閣僚や党四役を続投させた。「結果本位の仕事人内閣」というのなら、本格審議の機会を十分に設ける必要がある。

【G】

《窓口情報》

☆ゆうパック統括部で服務表が新設されます☆

改正理由は、ゆうパック統括部における伝送下1号便処理時間帯の深夜勤従事者が、募集計画に大幅に満たない為、支社及び局内応援が常態化していることから、現行服務表を見直し新設することとしています。

新たな服務は期間雇用社員の募集において、4:00~8:00で募集することとし、適用年月日は2017年11月18日(土)としています。

新たな服務が4:00始業となっていることから通勤におけるタクシー利用は許可するのか確認しました。会社は、近隣住民が徒歩又は自転車等で通勤することを想定し、場合によってはバイク又は駐車場の空き状況により自動車も検討するとなりました。

募集方法は、周辺一般局に依頼すると同時に、近隣団地等にチラシの配布を行うとしています。

支部として、必要かつ適正な要員確保は常に求めているところであり、荷物の増加傾向は顕著であることから対策を講じるべきであり、更に応援ありきの処理体制の是正に一定の効果も期待できることから一先ず了としました。なお、課題発生時には速やかに対応することとしています。関係分会においては、注視していただきますようお願いいたします。

| | | |
|---------------------|------------------------|---------------|
| 日 刊 JP 新東京 | No.2192 | 2017年11月8日(水) |
| | 日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部 | |
| | 03-5606-6784 | 内線 4353 |

2017年度年末年始業務繁忙 に対する要求書 NO.1

J P 労組新東京支部は、過日、会社に対して2017年度年末年始繁忙期要求書を提出しましたので、3日間にわたって日刊にて掲載します。要求項目は下記のとおりです。

はじめに

私達 J P 労組新東京支部は、この間開催してきた機関会議において、2017年度年末年始繁忙期の問題点や課題を、これまでの反省を踏まえ検討してきた。

今年末年始繁忙は、増収・増益を確実なものとするため、社員一丸となり、地域区分局としての使命を全うしていかなくてはならない。しかしながら、郵便ネットワーク再編や新越谷郵便事務移管やゆうパック・ゆうパケットの物増など、私たちを取り巻く環境は著しく変化している。そのような状況下で郵便事業株式会社が、未来永劫存続する為には、一流企業としての品格を保持し続けなければならないと考える。その為には、万全なオペレーションの確立、必要要員の早期確保、すべての社員の理解浸透、安全かつ働きやすい職場環境整備が不可欠と考える。

J P 労組新東京支部は、年末年始業務を推進するにあたり、下記のとおり要求書を提出することとしたので、速やかに誠意ある回答を求める。

記

【業務運行・要員関係】

- 2017年度年末年始業務繁忙は、郵便物流ネットワーク再編及び新越谷郵便事務移管の施策実施後2年目の繁忙期となる。従来のオペレーションでは正常な業務運行確保が困難となることは、昨年が一番の反省点となっていることから、昨年とは違った精度の高い処理計画の策定及び業務研究会の確実な開催等、社員の理解浸透、働きやすい職場環境構築に向けた対策を徹底すること。

- 2 例年、年末年始繁忙期の業務研究会または社員周知の不十分さが指摘されることから対策を講じること。
とりわけ、局内レイアウトの変更や運送便ダイヤの変更時等は関係部以外の社員の働き方に影響することから、行き違いのないよう全社員に対して丁寧な周知を実施すること。
 - 3 正常な業務運行の確保には、必要労働力の確保が絶対条件であることから必要要員の完全確保に全力で努めること。
また、計画した要員が確保できない場合の対策を示すこと。
 - 4 第2普通郵便部で処理するLL（カレンダー）処理場に関して、平常時でも新越谷郵便局郵便事務移管による、到着便の増加・大口窓口引受及び臨時便到着の増加で、スペース確保が困難な日が常態化している。LL（カレンダー）処理場のレイアウト対策を速やかに示すこと。
 - 5 第2普通郵便部におけるゆうパケットの処理に関して、今後も取扱数が飛躍的に増加することが明らかであり、楽天様差出郵便物の大口処理も始まることから、速やかに対策を講じること。
 - 6 新越谷郵便局郵便事務移管後、第1及び第2普通郵便部におけるカラー管理郵便物の処理要員が不足し、常態的な局内応援及び過重労働の温床となっている。ゆうパックの取り扱い数増加における局内応援についても常態化していることから対策を講じること。
とりわけ、計理・計画業務担当者においては、休日出勤および時間内応援が常態化し、本来果たすべき作業に支障をきたしていることから速やかな対策を講じること。
 - 7 第1普通郵便部において、現在カラー管理郵便物を保管しているスペースは、昨年度は年賀処理の期間は年賀交換処理場となっている。年賀交換処理が安全且つ効率的に作業できるスペースを確保できるよう対策を講じること。
-

| | | |
|---------------|------------------------|---------------|
| 日 刊 新東京 | No.2193 | 2017年11月9日(木) |
| | 日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部 | |
| | 03-5606-6784 | 内線 4353 |

2017年度年末年始業務繁忙 に対する要求書 NO.2

昨日に引き続き、2017年度年末年始繁忙期要求書を掲載します。

- 8 第1及び第2普通郵便部においては、区分機処理をメインに結束に向けて業務運行をしているが、最近区分機の故障が頻発している。正常な業務運行確保が困難となるため、保守員の常駐（特に夜間帯）等の対策を講じること。
- 9 窓口部における引受検査について、要員不足により、引受検査が規定通り実施できていない。厳密な引受検査が重要なことから、安心して普通に引受検査ができるよう対策を示すこと。
- 10 羽田分室において、クリスマスから年末のチルドゆうパックを円滑に処理できる要員対策等、取り扱い物数のみにとらわれず、総合的なオペレーションを鑑み、必要要員は確保すること。また初便のカット時間に対するゆうパックの到着時刻厳守を徹底すること。
- 11 ゆうパック部において、ゆうパックの物増に伴い、ここ数年新東京郵便局を通過する荷物が増加の一途をたどっている。このままでは、正常な業務運行確保が困難なことが予想されることから、東京23区を新東京郵便局で処理し、東京北部郵便局で関東・他府県全域を処理する等の新たな対策を講じること。
- 12 コストコントロール及び生産性の向上についての必要性は理解しつつも、安易な経費節減及び属人的な過重労務とならないよう適正な労務管理を徹底すること。
また、安全及び品質確保を犠牲にした処理方法の策定は絶対に慎むこと。

1 3 臨時出張所の開設時期及び期間においては、費用対効果を検証し、真に利益につながる開設時期で実施すること。

また、市場の動向を注視しつつ、現場の要員不足も踏まえ、柔軟な開設期間変更等を実施するよう調整すること。

1 4 出張引受について、自局引き受けを介さず直接差立地域区分局に輸送できることから、板パレット大口差出の原則出張引受処理等、局内のスペース狹隘対策にもなるため、専門部を作る等対策を講じること。

【区分・輸送・輸送容器関係】

1 5 円滑な業務運行の確保には輸送容器の正常な運転管理が絶対不可欠であることから万全な対策に努めること。羽田分室においては、蓄冷剤・メールケース（大）・航空郵袋（乙）・チルドゆうパック輸送容器等についても万全な対策に努めること。

また、不足時の対応策及び処理方法を明確にし、結束等に支障が出ないようにすること。

更に、年末年始時期の輸送容器の溢れに対する策もあわせて講じること。

1 6 運送便の構内渋滞は、延着による結束障害のみならず地域社会への悪影響も多々生じることから抑制策を講じるとともに、発生時の対応策を示すこと。

また、構内渋滞抑止策として行う誘導員の配置も、質・量ともに適正となるよう配慮すること。

1 7 新越谷郵便局郵便事務移管以降、輸送部において、他府県来他府県のカラー管理郵便物の到着が激増し、通常業務に多大な支障が生じていることから対策を示すこと。

また、それに伴う輸送力の常態的な不足が生じていることから、既定便の増便も踏まえ対応策を示すこと。

1 8 例年、ゆうパック部において、新棟閉鎖直後に急な要員及びスペースの減少、想定以上の荷量の到着による業務輻輳が生じることから、新棟開設期間の延長及び特設便の延長、短期ゆうメイトが適正配置となるような契約期間及び契約の延長も踏まえ対策を講じること。

| | | | |
|--------|--------------|------------------------|----------------|
| 日 刊 | JP新東京 | No.2194 | 2017年11月10日(金) |
| | | 日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部 | |
| | | 03-5606-6784 | 内線 4353 |

2017年度年末年始業務繁忙 に対する要求書 NO.3

一昨日、昨日に引き続き、2017年度年末年始繁忙期要求書を掲載します。

19 年末増設便終了後、同時期にJRコンテナが運休期間となるためカラー管理郵便物の輸送が困難になる。事前車両確保等輸送手段確保に努めること。

【施設・安全衛生関係】

20 年賀や株式関係等郵便物の増加に伴いケース及びその他の輸送容器の重量化が予想されることから、腰痛対策を含めた安全作業対策を講じること。

また、女性も多く作業に従事していることから、輸送容器への入れすぎによる重量化及び高位置への重量物の積載を防止すること。

21 繁忙期において、短期期間雇用社員の大幅な雇用増加が予想されることから、疲労回復に十分な休憩室及び休憩スペースの確保に努めること。

また、コンビニ等商品が品薄になると予想されるため、コンビニとの調整を検討すること。

更に、ゴミの増加も予想されることから、安全衛生の観点からシャワールーム及びロッカールームも含めた清掃強化の対策を講じること。

22 空調については温度制限を設けず柔軟な運転を実施すること。

23 短期期間雇用社員及び派遣社員の雇用増加に対し、労働災害防止の観点から安全教育を徹底すること。

また、長期期間雇用社員及び社員に対しても安全教育を怠らないこと。

【服務・規律関係】

24 休憩・休息時間を常態的に十分取得できないとの意見が多数出されるため対策を講じること。

また、職場の状況を正確に把握し、必要であれば服務表の改正も含め検討すること。

更に、安易な年休制限はしないこと。

25 デパート及び新棟、年賀等専担者を配置する部署においては、例年、当日の処理計画のための勤務時間前作業着手や業務状況による休憩休息の未取得が散見されるため、出退勤システムを含めた勤務時間管理の徹底を図ること。

26 短期期間雇用社員において、出退勤システムについては事前訓練も含めて指導の徹底を図ること。

また、打刻時に行列ができることのないよう端末の数を増やす等対策を示すこと。

【入試繁忙関係】

27 第1特殊郵便部における入試区分特定について、現行、配達局区分（3ケタ・5ケタ）を行っているが、必着の郵便物以外は2ケタ区分（地域区分局区分）とすること。

28 第2特殊郵便部における入試の継越郵袋について、在中郵便物が2～3通の継越郵袋が大量に到着するが、10～13・14～17の開披郵袋として作成させ、郵袋区分の作業効率化を図ること。

29 例年、業研が不十分との意見が出されるため、時間をかけた開催とすること。

【その他】

30 年賀葉書及びお歳暮ゆうパック等の販売活動においてはコンプライアンスの順守を徹底すること。

以上

2017年度年末増強便設定概要等について

趣旨は、年末年始繁忙期における安定した業務運行確保に資するため、運送施設を増強するほか、繁忙期のみ適用する区分方法の特定を実施するというものです。

1 趣 旨

年末年始繁忙期における安定した業務運行確保に資するため、運送施設を増強するほか、区分方法の特定を実施する。

2 運送施設の増強

(1) 繁忙期使用施設等概要

| 使用施設 | 業務内容 | 備考 |
|-----------|---|-------------------------|
| 新東京(羽田分室) | 到着航空コンテナ便の開披・区分処理委託 (空港着14時以降～最終便) ※チルドのみ | 11月20日(月)～ 12月30日(土) |
| 新東京(新棟) | ◇楽天様引受開始に伴う新棟活用 ・10/26(木)から他地域あて差立パレットの便編成場として使用。人員配置は夜勤帯まで。 ◇年末繁忙期における稼働ゆうパック処理 ・プレ稼働:11/6(月) 東日本・関東 ・本稼働:11/20(月) 東日本・西日本 | |

新東京(羽田分室)での開披委託業務は、昨年は33日間でしたが、今年度においては新東京の負担軽減のため8日前倒しで、上2号便以降における新東京の負担軽減のため、空港14時以降到着便の開披・区分処理を行うこととしています。

新東京(新棟)については、労働力の確保状況により全国処理を行うか関東処理のみとするか、調整中としています。

(うらへ)

ゆうパックは増加傾向にあり、年末繁忙においても増加が見込まれているが、現時点での臨時便で対応している便に関しては既定便に変更していくことを踏まえ、増強便の増設は減少している。

年賀関連便ではNW再編局における年賀集中及び年賀フリー便を設定せず。既定便（配達集中及び下り2号便）を活用するため、減便となっています。

3 区分方法の特定

(1) ゆうパック

| 対象局 | 区分特定概要 |
|--------------------------|--|
| 〒10-15 所在局 | 赤鉄使用局※ ドライ近郊3県あて締切パレット作成（1地域） ドライ新大阪あて2分類 チルド2分類①「10～37・40」②「その他全国」 |
| | 赤鉄未使用局 ドライ近郊3県あて締切パレット作成（2地域） チルド2分類①「10～37・40」②「その他全国」 |
| 〒16-17所在局 | ドライ新岩月・川越西あて締切パレット作成 |
| 〒19・20所在局 (武蔵府中・国立含む) | 国際・近県ドライ2分類 ①「国際」、②「21～29・33～36」 |

※赤鉄使用局においては、10月26日より前倒しで実施。

東京地本は、今期年末年始繁忙の成否は、地域区分局の正常な業務運行確保が重要なポイントの1つと考えております。東京支社は、ゆうパックの増加そして、労働力の確保に困窮しているなかで、大口差出については時間指定や区分特定など条件を出し、負担軽減となるようにハードルをあげて引き受けをしているとしました。また、昨年の年末繁忙期及び今年度の夏期繁忙期の状況を踏まえた対策としていることから本件について了としました。

以上

野球サークル『新東京』

納会のおしらせ

日時：2017年11月25日（土）
18時～20時

場所：炭良ホルモン はなれ

※参加希望の方は、監督またはキャプテンまで

日
刊

新東京

No. 2196

2017年11月14日(火)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

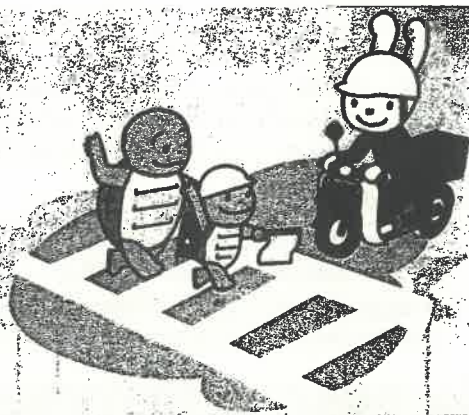
03-5606-6784

内線 4353

交通災害共済

外出する全ての方に。

日常生活でとても身近で大きなケガとなりやすい、
交通事故傷害のリスクに備える保障。



基本制度について

共済期間

毎年1月1日～12月31日までの1年間

保障の範囲

被共済者が、共済期間中に生じた交通事故により、事故の日からその日を含めて180日以内に「療養※」した場合、「身体障害」の状態となった場合、「死亡」した場合に共済金をお支払いします。



※療養とは、医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、入院または自宅療養することをいいます。

交通事故・身体障害の状態の定義

交通事故の定義

- ① 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関(これに積載されているものを含みます。以下同じです)との衝突・接触等による事故
- ② 運行中の交通機関に搭乗していない被共済者の、運行中の交通機関の衝突・接触・火災・爆発等による事故
- ③ 運行中の交通機関に搭乗している被共済者の不慮の事故
- ④ 乗客(入場客を含みます)として改札口を有する交通機関の乗降場構内(改札口の内側をさします)における被共済者の不慮の事故

- ⑤ 道路を通行中の被共済者の、次に掲げる不慮の事故
 - ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
 - イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
 - ウ. 火災または破裂・爆発

※不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。
 (「交通事故」も不慮の事故の一形態です)
 ※配達途中等業務中の「交通事故」についても保障の対象としています。ただし、運行中の交通機関との衝突・接触等によらない歩行中の転倒は保障の対象とはなりません。

身体障害の状態の定義

- ◆ 身体障害とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。
- ◆ 身体障害の等級の認定は、労働者災害補償保険法施行規則第14条に準じて行います。
 (自治体が交付する「身体障害者手帳」の障害等級を認定する基準とは異なります)

ご加入いただける方 (被共済者となることのできる方)

- ① J P 共済生協組合員
- ② J P 共済生協組合員の配偶者
- ③ J P 共済生協組合員と生計を一にする親族

※生計を一にするとは、日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同で計算することをいいます。

ご加入いただける口数

被共済者1人につき **10~40**

◆ 基本制度40分まではいつでも新規加入・増口ができます。

保障内容と共済掛金額

1口あたり年額 **550円**

| 加入口数 | 死亡共済金 | 障害共済金 (第1級~第14級) | 療養共済金 (事故日より180日が限度) | |
|------|-------|---------------------|---------------------------------|--------------------|
| | | | 入院 | 自宅療養 |
| 1口 | 50万円 | 2~50万円 | 7日以内(自宅療養は、4日以上より) 一律5,000円 | |
| | | | 8日目を降 700円×日数 | 8日目を降 500円×日数 |
| | | | 7日以内(自宅療養は、4日以上より) 一律10,000円 | |
| 2口 | 100万円 | 4~100万円 | 8日目を降 1,400円×日数 | 8日目を降 1,000円×日数 |
| | | | 7日以内(自宅療養は、4日以上より) 一律15,000円 | |
| | | | 8日目を降 2,100円×日数 | 8日目を降 1,500円×日数 |
| 3口 | 150万円 | 6~150万円 | 7日以内(自宅療養は、4日以上より) 一律20,000円 | |
| | | | 8日目を降 2,800円×日数 | 8日目を降 2,000円×日数 |
| | | | 7日以内(自宅療養は、4日以上より) 一律20,000円 | |
| 4口 | 200万円 | 8~200万円 | 7日以内(自宅療養は、4日以上より) 一律20,000円 | |
| | | | 8日目を降 2,800円×日数 | 8日目を降 2,000円×日数 |
| | | | 7日以内(自宅療養は、4日以上より) 一律20,000円 | |

おすすめ!

共済掛金額 (1口あたり)

年払 550円
月払 49円

※払込方法の「月払」は、被共済者全員の共済掛金の合計額が年額9,000円以上の場合に、ご利用いただけます。

【中途加入・中途増口掛金額】

| 発効月 | 共済掛金額 (1口あたり) |
|-----|------------------|
| 1月 | 550円 |
| 2月 | 520円 |
| 3月 | 471円 |
| 4月 | 422円 |
| 5月 | 373円 |
| 6月 | 324円 |
| 7月 | 275円 |
| 8月 | 245円 |
| 9月 | 196円 |
| 10月 | 147円 |
| 11月 | 98円 |
| 12月 | 49円 |

※同一事故により支払われる共済金の合計額は、死亡共済金の保障金額(1口あたり50万円)が限度となります。
 ※「自宅療養」とは、通院または往診による医師または歯科医師による治療が必要であり、かつ、勤務先を休業または通学先を欠席し、もしくは自宅での平常の生活が営めない状態で療養に専念することをいいます。
 ※「入院」と「自宅療養」の合計日数が7日以内の場合、その合計日数にかかわらず、1口あたり一律5,000円をお支払いします。ただし、3日以内の自宅療養のみの場合は除きます。

| | | |
|-----------------------|------------------------|---------------|
| 日 ア新東京 刊 | No.2197 | 2017年11月15(水) |
| | 日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部 | |
| | 03-5606-6784 | 内線 4353 |

大型生命共済「きずな」に 加入しましょう！！

2018年1/5（金）申込み締切です

大型生命共済「きずな」の新規募集がスタートしています。

「きずな」は年2回の募集がありますが、今回は2018年4月1日に保障がスタートする「きずな」の募集となります。

申込締切日は2018年1月5日（金）となります。

尚、今回の募集では新規加入はもちろん、既加入の方のコース変更やご家族の加入、傷害特約への加入等も可能です。

■大型生命共済「きずな」とは

万一死亡の際は残されたご家族やご遺族の生活を、高度障害の際はご自身の生活を支援します。

組合員の助け合いのために生まれた「きずな」は手頃な掛金で安心保障。掛金は何歳で加入しても一律となっています。配偶者・こどもの保障もありますのでみんなで加入しましょう。

■「きずな」の主な特徴

①手軽な掛金で大きな保障

（例）300万円の死亡保障が月々わずか735円

②死亡（高度障害）共済金は一時金または年金で受け取れます

全額一時金・全額年金・一時金と年金の分割の3方式を選択できます

③毎年保障を見直せます

家族構成の変化に合わせた保障の見直し等が容易です

④1年ごとの余剰金を配当金として還付

昨年度の配当実績は約26%

⑤傷害特約に加入すれば、様々な事故、ケガにも備えられます

ケガをした際の入院・手術・通院に対して共済金が支払われます

⑥退職後も満80歳6カ月までご継続いただけます

年齢・性別で掛金が変わる「退職・非適継続コース」に切り替えが必要です

※ご加入をご希望の方は、支部執行委員や分会役員にお問い合わせください。


JP共済生協 組合員意識調査について

JP 共済生協は、生協の健全かつ適正な事業運営の確保と、福祉共済活動に関する課題や商品ニーズなどを抽出・分析することを目的とし、組合員の方々に JP 共済生協に対する意識調査（アンケート）を実施したいとしています。

- 1 アンケート対象
JP 共済生協組合員を対象（支部執行部、共済担当者は除く）とし、各支部で性別・年齢層（正社員・期間雇用社員とも）に留意の上、バランスよく配布を願うとしています。
- 2 配布数
新東京支部は63枚の要請となっております。
（正社員39枚 期間雇用社員24枚）
上記枚数を各分会の組合員数に応じて配布させていただきます。
- 3 配布方法
各分会役員より配布させていただきます。
- 4 集約日
11月27日（月）
- 5 集約方法
支部室に回収箱を設置しますので、上記集約日までにご回答、ご提出いただくようお願いいたします。

今回のアンケートは、組合員のみなさまの各種共済への加入状況や各種共済に対する意識や考え方、ライフデザイン等を把握し、今後の勧奨活動や共済商品の検討などに活かすことを目的としています。

趣旨をご理解の上、依頼があった方につきましては、ぜひご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

| | | | |
|--------|---|------------------------|----------------|
| 日 刊 |  | No.2198 | 2017年11月16日(木) |
| | | 日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部 | |
| | | 03-5606-6784 | 内線 4353 |

2017 年年末一時金支給月数 2・25 か月で整理 支給日 12月8日(木)準備出来次第

グループ各社より今年度の年末一時金について、2017春季生活闘争で妥結した正社員の年間一時金4.0月に基づき、年末一時金を2.25月とするほか、高齢再雇用社員、短時間社員(日本郵便)、期間雇用社員の支給額等、詳細について正式提案があり、本日、これを了承しましたので周知します。

なお、同日、共済組合職員についても同じ内容で整理しました。

支給日は12月8日(金)以降準備出来次第となります。

一般社員

(1) 支給月数

年末一時金は、昨年と同じく人事評価結果に基づく査定幅が適用されますが、支給額の構成は、①全員への一律支給分(基本分)と②前年1年間の人事評価等に基づく個人業績支給分(業績分)の合計となります。

なお、今年度4月1日に採用された社員については、前年度評価がないため、業績分については、C評価(標準)を基本とします。

$$\text{①基本分(一律)} + \text{②業績分(評価等反映)} = \text{支給額}$$

- ①基本分(基本給+扶養手当+調整手当+役割等級別等加算)×在職期間割合×支給月数
 ②業績分(基本給+基本給に係る調整手当+役割等級別等加算)×在職期間割合×支給月数

| | ①基本分 | ②業績分 | ①+② |
|----------|-------|-------|-------|
| 夏期手当(既払) | 1.75月 | 反映しない | 1.75月 |
| 年末手当 | 1.15月 | 1.10月 | 2.25月 |
| 年間計 | 2.90月 | 1.10月 | 4.00月 |

年末手当の標準月数2.25月の内訳は、①基本分1.15月、②業績分1.10月となります。これに人事評価結果や懲戒等により+0.73月から△0.54月の間で支給月数が増減します。

各査定区分の増減月数は、旧来の年間賞与月数の多少によらず増減月数を固定していた方式から年間4.4月(+0.8月から△0.6月)をベースとして、支給月数に応じて変動させることにしており、年間4.0月に応じた割合としています(左表を参照)。

<成績率>

【業務職、地域基幹職、CS職、総合職、医務職、医療職（一）（二）（三）、専門職】

| 査定区分 | | 成績率 | 増減 | 支給月数 | (参考) 年間4.4月 |
|---------|-------------|------|--------|-------|----------------|
| A査定 | | 1.83 | +0.73月 | 1.83月 | +0.8月 |
| B査定 | | 1.46 | +0.36月 | 1.46月 | +0.4月 |
| C査定(標準) | | 1.10 | ±0.0月 | 1.10月 | ±0.0月 |
| D査定 | | 0.83 | △0.27月 | 0.83月 | △0.3月 |
| E査定 | 戒告 | 0.83 | △0.27月 | 0.83月 | △0.3月 |
| | 減給 | 0.78 | △0.32月 | 0.78月 | △0.35月 |
| | 停職(1月未満) | 0.74 | △0.36月 | 0.74月 | △0.4月 |
| | 停職(1月未満を除く) | 0.56 | △0.54月 | 0.56月 | △0.6月 |
| | その他(人事評価) | 0.64 | △0.46月 | 0.64月 | △0.5月 |

【一般職、短時間勤務職】

| 査定区分 | | 成績率 | 増減 | 支給月数 | (参考) 年間4.4月 |
|---------|-------------|------|--------|-------|----------------|
| S査定 | | 1.37 | +0.27月 | 1.37月 | +0.3月 |
| C査定(標準) | | 1.10 | ±0.0月 | 1.10月 | ±0.0月 |
| D査定 | | 1.01 | △0.09月 | 1.01月 | △0.1月 |
| E査定 | 戒告 | 1.01 | △0.09月 | 1.01月 | △0.1月 |
| | 減給 | 0.96 | △0.14月 | 0.96月 | △0.15月 |
| | 停職(1月未満) | 0.92 | △0.18月 | 0.92月 | △0.2月 |
| | 停職(1月未満を除く) | 0.74 | △0.36月 | 0.74月 | △0.4月 |
| | その他(人事評価) | 0.92 | △0.18月 | 0.92月 | △0.2月 |

(2)在職期間割合(正社員、高齢再雇用社員、短時間社員、エキスパート契約社員)

また、休業等(育児(部分)、介護(部分)、退職、病気休暇等)がある場合には『在職期間割合』が減じられることとなります。

◆在職期間割合 = (183日 - 減算日数) ÷ 183日

◆減算日数 = 育児休業、介護休業、退職(私傷病)、病気休暇(3日超) : 休業等日数の2分の1

※減算日数には上限日数あり

・私傷病休暇(3か月超 : 73日、3か月以内 : 65日)

・育児休業 146日超 : 73日 ・介護休業 103日超 : 51日

アソシエイト社員・期間雇用社員

(1) エキスパート契約社員

ア 医療機関、宿泊施設(調理業務に従事する者)以外(月給制)

$\text{基本賃金} \times \text{在職期間割合} \times \text{支給月数} 2. 25\text{月}$

イ 医療機関、宿泊施設(調理業務に従事する者)(月給制)

$\text{基本賃金} \times 0. 3 \times 2. 0$

ウ 医療機関、宿泊施設(調理業務に従事する者)以外(時給制)

$\text{基本賃金} \times \text{1日の勤務時間数} \times \text{対象期間1か月平均実際勤務日数}$
 $\times \text{在職期間} \times \text{支給月数} 2. 25\text{月}$

エ 医療機関、宿泊施設(調理業務に従事する者)(時給制)

$\text{基本賃金の合計額の合計} \div 6 \times 0. 3 \times \text{実際勤務日数に応じた割合}$

| 実際勤務日数 | 支給月数 |
|-----------|----------|
| 120日以上 | 1. 3(※1) |
| 100日以上 | 1. 2 |
| 80日以上 | 1. 1 |
| 80日未満(※2) | 1. 0 |

※1: 1日の平均勤務時間数が8時間である者は1. 8

2: 実際勤務日数が60日以上ある者に限る

(2) 月給制契約社員

$\text{基本賃金} \times 0. 3 \times 2. 0$

(3) 時給制契約社員

$\text{基本賃金の合計} \div 6 \times 0. 3 \times \text{実際勤務日数に応じた割合}$

| 実際勤務日数 | 支給月数 |
|-----------|----------|
| 120日以上 | 1. 3(※1) |
| 100日以上 | 1. 2 |
| 80日以上 | 1. 1 |
| 80日未満(※2) | 1. 0 |

※1: 1日の平均勤務時間数が8時間である者は1. 8

2: 実際勤務日数が60日以上ある者に限る

以上

例. 算定基礎額315,000円(C査定)病気休暇を28日取得したケース

《参考. 満額支給708,750円》

＜在職期間割合＞

$$(183日 - 12日(下記)) \div 183日 = \underline{0.934427}$$

○3日を超えた日数：25日(28日-3日))

○2分の1を乗じる日数：25日

○25日×1/2=12.5→12日(端数切捨て)

① 基本分：315,000円×0.934427×1.15月≒338,496円

② 業績分：315,000円×0.934427×1.10月≒323,778円

① + ② ≒ 662,274円(満額支給より▲約46,476円)

(3) 役割等級別等加算

役割等級別等加算は、(基本給+調整手当)×役割等級別等加算率により算出します。加算対象社員は次のとおりです。なお、2014年の年末手当時に職務段階別等加算適用者(旧)一般職群2級職能調整額あり等)であって下表に該当しない社員には、当時の加算率が見なし適用されます。

| | 100分の 20 | 100分の 15 | 100分 の11 | 100分 の10 | 100分 の5 | 100分 の1 |
|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|
| 地域基幹職 | | | | | 4級、3級 | 2級 |
| 業務職 | | | | | | |
| CS職 | | | | | | |
| 総合職 | | | | 4級 | 3級、2級 | |
| 医務職 | | | 2級 | | | 1級 |
| 医療職(一) | | | | | 3級、2級 | |
| 医療職(二) | | | | | 4級、3級 | 2級 |
| 医療職(三) | | | | | 4級、3級 | 2級 |
| 専門職 | 6級 | 5級 | | 4級/3級 | 2級/1級 | |

高齢再雇用社員

(基本給+調整手当+職務段階別等加算)×在職期間割合×支給月数1.18月

※職務段階別等加算は基本給表3号以上について100分の5

短時間社員(日本郵便)

(基本給+調整手当)×在職期間割合×支給月数1.35月

日
刊

新東京

No.2199

2017年11月17日(金)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

年末年始のATM営業について

◎ 2018年3が日は、原則、ホリデーサービス実施ATM(9,773箇所、14,020台)を営業する。

1 年末年始のATM営業予定

| | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------------|---------|
| 12月25日(月)~12月29日(金) | 12月30日(土) | 12月31日(日) | 1月1日(月)~1月3日(水) | 1月4日(木) |
| 平日扱い | 土曜日扱い | 以下のとおり※1 | 日曜日・休日扱い※2 | 平日扱い※3 |

注 設置場所の休館等により、休止する場合があります。

※1 12月31日(日)のATM営業時間

| 開始及び終了時刻の区分 | 開始及び終了時刻 | |
|-------------|--------------------------------|-------------|
| 開始時刻 | 通常の土曜日の開始時刻 | |
| 終了時刻 | 通常の土曜日の終了時刻が 17:00より前の場合 | 17:00 |
| | 通常の土曜日の終了時刻が 17:00~21:00の場合 | 通常の土曜日の終了時刻 |
| | 通常の土曜日の終了時刻が 21:00より後の場合 | 21:00 |

注 ファミリーマート設置の24時間営業のATM営業時間については、原則0:05~23:55(店舗営業時間により一部異なる場合があります)。

※2 ファミリーマート設置を除く24時間営業のATMについては、1月1日(月)から1月3日(水)までの営業時間は7:00~21:00となる。

※3 システムメンテナンスのため、ファミリーマート設置の24時間営業のATMについても、3:00~4:00は休止する。

(参考) ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口取扱い

| | | |
|---------------------|-------------------|---------|
| 12月25日(月)~12月29日(金) | 12月30日(土)~1月3日(水) | 1月4日(木) |
| 通常どおり | 休止 | 通常どおり |

注 入居建物の休館等により、休止する場合があります。

2 お客さまへの周知方法

| ターゲット | 媒体 | 実施予定規模 | 実施予定時期 |
|--------------|---------|---------------------------|---------------------|
| 窓口・ATMの利用者 | A4掲示物 | 全国のATMコーナー等 (店外ATMを含む) | 2017年11月20日(月)~(予定) |
| 窓口・ATMの利用者以外 | プレスリリース | 報道関係者等 | 2017年11月16日(木)(予定) |
| | Webサイト | ゆうちょ銀行Webサイト | |

3 各ATMへの資金補充方法

通常の休日対応と同様、休日の前日(窓口の最終営業日:12月29日(金))に資金補充を行う。

※ 資金補充の部外委託対象外となっている離島などの郵便局等において、ATM支払資金が僅少となり、ATM監視センターから連絡を受けた場合は、出勤して資金補充を実施することがある。

2018年4月1日更新
新規加入・増額のご案内

大型生命共済「きずな」

年金払特約付こども特約付団体定期保険、年金払特約付こども特約付
新・団体定期保険【生命保険】、普通傷害保険【損害保険】

大型生命共済「きずな」は、
JP労組の大切な仲間を
守るための共済です

大型生命共済「きずな」に関する問い合わせ先

ポストライフ
サービスセンター

☎0120-70-4115

受付時間 9:00~17:45 (土日・祝日・年末年始除く)

「きずな」の
動画を
ご確認ください。



※【契約概要】【注意喚起情報】はP11~P14に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込書提出締切日 **2018年1月9日(火)**

申込書は支部または分会にご提出ください

本パンフレットP1~P2に「各ページのPOINT」を掲載しております。

JP 日本郵政グループ労働組合

【事務取扱】 **JP共済生協**

日本郵政グループ労働者共済生活協同組合(ポストライフ)

日 刊

ア新東京

No.2200

2017年
11月20日(月)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

中央連協春闘討論集会 組合員の真の幸せ実現をめざして 春闘で賃上げ・処遇改善を勝ち取ろう

11月13日、中央連協主催の
2018春闘討論集会が連合会館
201会議室で開催され新東京支
部からも参加してきました。

討論集会は、中央連協組合員8
0名程度が集まり2018春闘素
案を豊富化するとともに春闘闘争
方針案を策定していくための討論
集会でした。新東京支部からは執
行部でまとめた意見を発言してき

ました。

新東京支部の意見として、①連
合が傘下組織に要請している4パ
ーセント程度のベースアップ。も
ちろん、一般職、月給制、短時間
社員についても同様、②ボーナス
年間4・5月目標、4・3月必達、
③全パートナー社員、時給40円
アップ、を求めていきますよう。
処遇改善として④アソシエイト社

員の病気休暇を無給から有給にし
てほしい、⑤一般職への登用要件
の緩和は実現したので登用数の拡
大が必要、⑥一般職から地域基幹
職へのコース転換者数の拡大、⑦
更に、地域区分局への新規採用・
登用も重要な課題、⑧定年延長に
ついては生涯賃金のアップを大前
提として進めてほしい。延長した
のは良いが金のかかる時期に縮小
されたのでは本末転倒、⑨希望に
基づく出身地などへのUターンの
実現を求める、⑩一部の担務や部
では分能率手当がゆうメイトさん
に支給対象となっていないが、公平
感がないのではないかと思う。パ
ートナー社員が平等で納得できる
手当制度を作っていく事はできな
いか、⑪無給休暇の介護休暇、取
得率も低いしあまり制度を知らな
いんじゃないかと思う。介護休暇
を無給から有給すれば取得する人

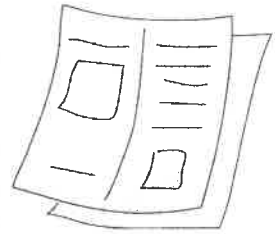
もいるのではないか、等々沢山の項目を発言してきました。

また、他の支部からも意見がたくさん出ました。「正社員の三倍非正規社員がいるので改善は喫緊の課題」、「40才代が若手の職場となっている」、「社宅がボロボロすぎる。人が住むところでは無いと言われた」、「一時金の回復は組合員の願い」、「一般職からのコース転換はあきらめ絶望感がある」、「引越しを伴う異動については特休を適用してほしい」、「同一労働同一賃金が論議されているが、非正規社員は担務ついて本人の希望関わらず配置されている現状もある」、「健康第一で人間ドックは2年に一度ではなく毎年受けられるようにしてほしい。全員対象で補助してほしい。病休者の職場復帰サポートも考えてほしい」、「昨年の要求は最低限ベースで考えてほしい。

正社員登用される人数を拡大求めてほしい」、「非正規社員には夏季冬季休暇がないので求めてほしい」、「退職見込み分以上の退職者が出ている。若い人も辞めている」などなど…。

春闘素案は掲示板にも掲示してあります、また、日刊新東京（10月25日付2183号）でも掲載しましたのでバックナンバーが組合事務室にあります。春闘素案をもとに各職場で検討討論することを要請します。春闘はまだまだこれからです、たくさんの方の組合員の意見を集めていますのでご協力お願いします。

また、組合員の意見のバックアップ行動が結果つながりますので今後もご協力ください。



新東京支部ホームページに アクセスしてみよう

新東京支部ではホームページを開設しています。支部機関紙「日刊新東京」もバックナンバーで掲載されています。組合員との情報の共有化や支部の予定、活動報告、レクの写真などが見ることができます。左のバーコードからあなたの持っているスマホで簡単にアクセスできます。



日
刊

JP 新東京

No.2201

2017年11月21日(火)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

J P Smile プロジェクト支部担当者 会議に参加してきました

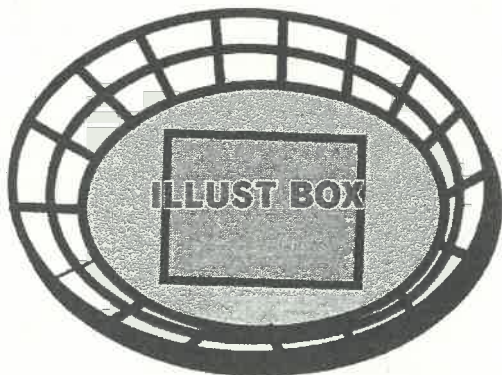
10月25日の水曜、大塚にあるホテルベルクラシック東京にて、2017年度のJ P Smile プロジェクト支部担当者会議が開催されました。

はじめに東京地本の小林書記長より、「天気も悪いなか、お集まりいただきありがとうございます。J P Smile プロジェクトとういのは福祉型労働運動を展開していく取り組みです。たとえば東北・相双支部へのボランティア支援、こういった行動はまさにつながり、絆であり、郵便局という存在を知ってもらうきっかけにもなります。そのために本日は株式会社アプレ コミュニケーションズ、日本光電工業株式会社よりそれぞれ講師のかたをお招きしました。今日は<福祉型労働運動>この理念をよく理解する機会にしてください。」とあいさつがありました。

続いて、前述の株式会社アプレ コミュニケーションズの講師のかたより、

「福祉型労働運動を推進する視点」という標題のもと、<2020年東京オリンピックにおいてJ P Smile プロジェクトが運動を展開していくとしたら>という仮の議題を掲げ、これについて組合員のみなさんへの(仮の)宣伝チラシを作成する、とういグループワークに取り組みました。

アプレ コミュニケーションズは JP 労組の広報活動用印刷物の製作を請け負ってくださっている会社として、以前作成していただいた 2016 年度春闘のチラシを具体的な参考にしながら各



班ごとに話し合いと作業を行いました。

ここでポイントになったのが、〈わかりやすく・組合活動に積極的ではないかたにも内容が伝わるよう・参加することによるメリット・具体的な期間・質問・疑問などの連絡先を必ず明記する〉とう4点で、他人に一から何かを伝えて一緒に行動してもらうように働きかけるにはどういった紙面作りを心掛ければいいのか？が勉強になりました。

そして上記の中でも特に印象に残ったのが〈参加することによるメリット〉の部分で、これが載っているのといないのでは読み手に与えるインパクトもだいぶ変わってくるのでは？と思われました。

1 時間の昼食休憩を挟み、午後は日本光電工業株式会社から講師のかたを招いてAEDの講習が始まります。

まず、〈AEDとは？・簡単な操作説明・どういった状況で使用するのか？〉と説明があり、続いて日本光電製のAEDと、実習用のマネキンを用いて実技に入りました。

〈ある状況で人が倒れている〉ことを想定して、始めに講師のかたが人工呼吸の方法、心臓マッサージのやり方、AEDの操作方法、を具体的に見せてくれて、続いて我々が一人ずつ実習を行いました。



ここで大事なものは、〈周囲の安全性を確認する、周りの人に助けをもとめる、作業を分担する、迷わない躊躇しない〉、の4点で、実際の間人ではないマネキン相手とはいえ、緊張感を持ってみなさん取り組んでいました。

もちろん、世の中でAEDを使う機会が訪れないのが一番ですが、もし万が一そんな場面に遭遇することがあったら、命を助けるために積極的に動いてみよう、と少しだけ自信を持つことができた講習会でした。

半日がかりでしたが、能動的に参加することができる内容で、福祉型労働運動の「福祉に参加することにより、地域の活性化に繋がる→雇用を生み出す、そして郵便局への信頼感も増す」という理念を確認することができた会議でした。組合員のみなさん、今後もJ P Smileプロジェクトへの積極的な関わりをよろしく願いいたします。

| | | |
|---------------------|------------------------|----------------|
| 日 刊 JP 新東京 | No. 2202 | 2017年11月22日(水) |
| | 日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部 | |
| | 03-5606-6784 | 内線 4353 |

ゆうパック増加に伴う業務運行確保等に関する支社対応について

東京地本は、ゆうパック等における正常な業務運行の確保に向け、必要な支社対応を図ってきました。

地本は、支部長・書記長会議及び各支部・分会から、ゆうパック繁忙業務対応についての意見を受け、支社対応を図るとともに、現状を把握するため（具体的改善策を見いだすため）、超過勤務が多い職場に実態調査を行ってきたところです。

実態調査において、職場から特に10・11月期の「特別条項の適用」の判断について問題提起があり、その運用についても職場訪問で検証してきました。

特別条項は、言うまでもなく、「特別の事情」により時間外労働を行うものであり、さらに、安易に適用せず「例外中の例外」の事情によってやむを得ず適用するものとして、これまで労使で確認してきました。

地本としては、11月期のゆうパック繁忙業務（単なる物数増）については、「特別条項」には該当しないと認識しており、改めて支社に特別条項の適用事由ではないことを申し入れた上で、今後の繁忙期を含めた具体的な対応策について、迅速に個局別に支援を行うよう求めました。

支社は、業務運行を確保するため注視局への臨局を行い、現場実態を把握した上で、①地域区分局業務の正常化を図る、②受託者対策での必要な単価についての検討、③支社等による配達（組立）応援、④必要な物品等の配備への対応など、個局ごとに対策を講じていくとの見解を示させたところです。なお、11月期の特別条項適用については、物数増のみでの適用はあり得ないことであり、適用項目がないにもかかわらず、安易に特別条項を適用しないことについて共通認識を図ったところです。

地本としては、支部・分会との丁寧な往復運動を行いながら、引き続き11月期の業務運行及び繁忙期の業務運行についても注視するとともに、12月－1月期の繁忙期においても、

当該期間中の業務であることだけで適用するものではなく、「通常想定される繁忙を超える繁忙」が生じる場合のみ適用され、具体的には、①郵便物、ゆうパックなどの想定以上の取り扱い増の場合（曜日別要員配置計画との乖離を現場労使で確認）、②出来得る対策をとったものの、地域的事情などから要員確保が出来ない場合、③インフルエンザや忌引きなど欠務者が突発的に発生した場合－等について地方労使間で確認したところです。

さらに、地本としては、働く者の健康を守るためも年度末を意識した業務運行確保対策が不可欠であり、支社に対し、日々の状況把握を行うとともに具体的対策を示すよう強く申し入れたところであり、今後も緊張感をもって支社対応を図り、中央本部とも連携して必要な対策を講じさせていくこととします。

日刊

JP新東京

No. 2 2 0 3

2017年
11月24日(金)

日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部

03-5606-6784
内線 4353

JP労組東京 女性組合員のつどい

十一月十九日(日)、新宿にある、東京都議会議事堂で、女性組合員のつどいが開催され、新東京からは四人が参加してきました。はじめに、地方女性フォーラム議長のあいさつがあり、次に、地本委員長から

あいさつがありました。続いて、衆議院の山花郁夫議員をむかえ、郵便と政治のつながりについての話がありました。よく耳にする、郵便は政治に翻弄されると言いますが、それがどうしてなのか、また、郵政省か

ら郵便事業庁、郵政公社、民営化までの流れを、すごく分かりやすくして話していただきました。

次に、幸せを呼ぶ「お片付けコーチング」と題して、芳賀先生をお招きして、お話をしていただきました。先生は、今までに、海外を含め、二十五回の引越しを経験したなかで、気づいたことなどの話をしてくださいました。また、インドの普通の家庭の台所や、収納などを写真で見せてくれましたが、すごくシンプルに、使いやすいように食器など

置かれていました。雑誌などでよく見る、きれいに収納されている部屋がありませんが、実際に大事なものは、家族みんなが使いやすい、すぐに物が出せる収納をする事が、一番大事なことでと教えてくれました。また、片付けをする時、段取りを考えますが、これは、左脳を使う人が得意なんだそうです。さまざまなことを一度にこなせる人は右脳を使うタイプ、それができない人は、左脳タイプらしいです。私も、どちらかというのと右脳タイプなので、確かに、掃除をするとき、段取りを考えるのがすごく苦手

で、かなりの時間を費やす事が多々あります。今回、色々片付けのアドバイスを教えていただいたので、年末の大掃除に向けて、頑張ろうと思いました。



医療共済 マイガードに入ろう 加入随時募集中

割安な掛金の医療共済です。補償額が入院1日、3千円、5千円、1万円から選べます。医療に関する保険に加入していない人はまず入っていた方がよい共済です。入院、手術や骨折、1日入院なども対象となります。病気が発見されてからでは加入できませんので、検査を受ける前に加入しておきましょう。深夜勤での疲労の蓄積は思わぬ病気を引き起こします。ぜひとも検討を…。
詳しくは組合役員まで…

| | | | |
|--------|-------|-----------------------|----------------|
| 日 刊 | J 新東京 | No. 2205 | 2017年11月28日(火) |
| | | 日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部 | |
| | | TEL 03-5606-6784 | 内線 4353 |

(投稿)

こんなマンガを読みました

「天国ニヨーボ」全4巻

著者 須賀原洋行

小学館 ビックコミックスペリオール

●妻を乳がんで亡くした漫画家の闘病記録、なんだけど…

今年6月に亡くなった、フリーアナウンサーで歌舞伎役者市川海老蔵さんの妻、小林麻央さんをはじめとして、元女子プロレスラーでタレントの北斗晶さん、女優の南果歩さん、生稲晃子さん、タレントの麻木久仁子さんなど、乳がんに罹患し、治療中と公表する女性有名人が増えています。

以前より毎年10月は「乳がん月間」としてピンクリボンキャンペーンを官民挙げて展開しています。でも、MLB・NFL・NBAなどの3大スポーツリーグも全面的に協力して、男女ともに大々的にキャンペーンを行うアメリカをみると、日本のピンクリボンキャンペーンは女子特有の行事のような受け止め方であり、まだまだ浸透していない感じが強いのは否めません。

さて、今回紹介するマンガは、1990年代、講談社「週刊モーニング」で連載されていた4コママンガ『気分は形而上(うああ)』で人気を博した須賀原洋行氏の実在ニヨーボ(マンガ内での通称、奥様のこと)、ヨシエさんが乳がんに罹患し、逝去するまでの闘病の様を描いたマンガです。

ビックコミックスペリオールで連載をはじめた頃は、過去に連載されていた『ヨシエさん』などのように須賀原家(マンガではS家)の家族模様を描く予定だったようですが、かなり特殊な画風なのと、S家の家族模様という内輪なネタのため、コアなファン以外の読者がつかなかったらしく、途中(1巻後半)でヨシエさんとの闘病記に変更したと、最終巻4巻のあとがきで作

者が述べておられました。でもその路線変更のおかげで、ヨシエさんの乳がん発見から抗がん剤による治療(2巻)、乳がん再発、脳に腫瘍が転移(3巻)、余命宣告(父のときもそうですが、いまは本人および家族にあっさり言い渡します)、終末期の在宅看護から死の看取りまでを克明に描き出しています。また、よくあるがん患者とその家族と、医師の考え方によるコミュニケーションの齟齬も描いてあります。とくに余命宣告後の在宅看護の段取りや生活の様子など(主に4巻に収録)は、作者がマンガ家という自由業であること、通院していた病院が在宅看護に理解のあるところだったとはいえ、今後がんに限らず人生の終末期を自宅で過ごしたい方には、参考になると思います。前にも述べたように、作風がかなり独特なので、初見の方は慣れるまでに時間がかかるかと思いますが、自分の妻もしくは母親が倒れたときにうろたえぬよう、心構えを鍛えておく点で、このマンガはオススメです。

ただ、正直、作中のがんに対する須賀原氏の思考や発言には違和感がありまくりでした。須賀原氏は幼少期に医師や病院にトラウマを負わされたとはいえ、がんの標準治療(がんに対して外科手術や抗がん剤で治療する)に対して不信感まるだしで、ヨシエさんを失いたくない一心もあるのですが、代替治療(まだがん治療に効果があるかどうか不確定な治療法)や予約で数ヶ月以上待つような超最先端医療ばかりヨシエさんにやらせたい発言が多く、辟易してしまいました。また、医師との軋轢も、半分は須賀原氏の独り相撲の様相が強く、男子のメンツの張り合い具合が、女子のわたしにはむなしく見えました。

幸い、ヨシエさんの意向を受け、標準治療をメインに受けさせた決断をして安心しましたが、あまりにも偏向がひどくて、コミックの続きを買いたくなくなる寸前でした。4巻で終わって本当に良かった。代替治療は高学歴層や富裕層に支持が高いそうですが、このマンガを見て、安易に代替治療に走るまい、と逆に心に誓いました。

なお、夫もこのマンガをこっそり読んでいたようで、就寝前に最終巻を読み終えた後「寝る前に読んだら切なすぎる。嫁に先立たれると男はつらいんだよ」と言い残して布団をかぶっていました。切なくなるのはいいけど、わたしに何かあってもいいように、少しは先のことを考えておきなさい。

【猫舌】

「第3回ES(社員満足度)調査」 の結果

日本郵政グループ（4社）より、社員を対象とした「第3回ES（社員満足度）調査」を実施し、その結果を取りまとめたのでご報告いたします。

1. 調査概要及び回答数（率）

- (1) 調査時期：2017年5月中旬～末
- (2) 調査方法：用紙記入調査
- (3) 調査対象：グループ各社の社員
(正社員、期間雇用社員、高齢再雇用社員等)

(4) 回答数（率）

| | 回答数 | 回答率 |
|--------|---------|-------|
| 日本郵政 | 4,248 | 69.4% |
| 日本郵便 | 279,181 | 71.7% |
| ゆうちょ銀行 | 15,194 | 83.6% |
| かんぽ生命 | 8,151 | 77.1% |
| グループ全体 | 306,774 | 72.3% |

2. グループ各社の調査結果

(1) 総合満足度

トータルとして自分の会社にどの程度満足しているか、との回答として「非常に満足している」「まあ満足している」「ふつうである（どちらかといえば満足側）」のグループ合計割合は、54.6%で、前回より1.6%向上しています。なお、各社別でもそれぞれ上昇しています。

【各社別満足度】

| | 今回 (第3回) | 前回 (第2回) | 割合差 |
|--------|----------|----------|------|
| 日本郵政 | 58.4% | 57.8% | 0.6% |
| 日本郵便 | 54.2% | 53.1% | 1.1% |
| ゆうちょ銀行 | 54.5% | 46.9% | 7.6% |
| かんぽ生命 | 64.8% | 58.3% | 6.5% |
| グループ全体 | 54.6% | 53.0% | 1.6% |

(2) 体系別の回答

設問は8体系（38項目）に分類し、グループ全体の平均値では、上位が「上司（3.20）」「仕事（3.13）」で、下位が「事業（2.69）」「風土（2.79）」となり、各社別の傾向も同様となっています。

【各社回答・平均値】

| | | | | |
|--------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 日本郵政 | 仕事 (3.21) | 上司 (3.05) | グループ (3.03) | 制度 (2.98) |
| | 職場 (2.94) | 理念 (2.92) | 事業 (2.83) | 風土 (2.83) |
| 日本郵便 | 上司 (3.20) | 仕事 (3.14) | 制度 (3.06) | 職場 (3.00) |
| | グループ (2.96) | 理念 (2.83) | 風土 (2.78) | 事業 (2.68) |
| ゆうちょ銀行 | 上司 (3.22) | 制度 (3.14) | 仕事 (3.06) | 理念 (3.03) |
| | 職場 (3.01) | グループ (2.92) | 風土 (2.85) | 事業 (2.70) |
| かんぽ生命 | 制度 (3.30) | 上司 (3.27) | 仕事 (3.16) | 理念 (3.13) |
| | 職場 (3.08) | グループ (3.06) | 風土 (2.90) | 事業 (2.74) |
| グループ全体 | 上司 (3.20) | 仕事 (3.13) | 制度 (3.07) | 職場 (3.01) |
| | グループ (2.96) | 理念 (2.85) | 風土 (2.79) | 事業 (2.69) |

※体系別の質問項目における主なポイント

- 「理念」— グループ経営理念・中期経営計画についての理解・共感
- 「事業」— 商品・サービス等におけるメニューや水準、お客様満足等
- 「風土」— 組織・社員間の連携、コンプライアンス意識、改革意識
- 「仕事」— 職務に対するやりがい、誇り、自己啓発等
- 「制度」— 人事・処遇、各種制度等に対する意識
- 「上司」— 上司の指導、コミュニケーション、行動、評価等
- 「職場」— 職場のチームワーク、目標達成意識、効率運営、環境整備
- 「グループ」— グループ各社の一体感、シナジー効果の発揮

(3) 今回の調査に限った設問（各社共通）

ア 上場前後の意識の変化

日本郵政グループ3社の上場以降の社員自身、会社・組織の変化等の調査については、特に変化を感じないとする回答が多く、その他では、目標に対するプレッシャーや収益・経営状況への意識が高い傾向となっています。

イ JPスタイルの取り組み

グループ全体で、JPスタイルを知っているかとの設問に対して、「知っている」が55.9%、「知らない」が44.1%であり、日本郵政と日本郵便についてはグループ全体の平均を下回っています。

| | | | |
|--------|--------------|-----------------------|----------------|
| 日 刊 | JP新東京 | No.2207 | 2017年11月30日(木) |
| | | 日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部 | |
| | | TEL 03-5606-6784 | 内線 4353 |

ゆうパック配達等の支社応援の実施について

会社側より、ゆうパック配達等の支社応援の実施について、説明がありましたのでお知らせします。

1 概要

年末繁忙期におけるゆうパック処理計画については、各局において綿密に作成してきたところであるが、荷物等集配委託受託契約の解除等による配達労働力の確保が困難な郵便局が発生したことから、支社社員によるゆうパック配達応援を実施。

2 応援実施局

蒲田、玉川及び調布郵便局

3 期間

2017年11月27日(月)～同年12月16日(土) [20日間]

※期間については、取扱個数の傾向により延伸する場合あり。

4 応援規模

(1) 蒲田郵便局 8名

(2) 玉川郵便局 6名

(3) 調布郵便局 5名

なお、上記の人数に関しては休暇定数を含む人数とする。

5 その他

(1) 配達作業は、自転車、バイク及び四輪車で行うことから交通安全に関する事前訓練を実施(11/22、11/24)。

(2) 支社社員による業務臨局及び新追跡システムデータ検証等により各局の業務運行を確認し、必要に応じ支社応援を実施。

6 地本の対応

地本は、年末繁忙期におけるゆうパック配達等の支社応援の実施について、お客さまに迷惑をかけないためにも必要と判断しつつ、数点にわたり質しました。

(1) 応援者の出勤体制及び指示命令系統等について

支社応援は、発着台の混雑等を考慮し、8時30分を想定しています。また、郵便局との配達エリア等の調整については、郵便局管理者と支社専門役が行うこととし、指示系統を一本化することにより、円滑に業務運行を行うとしています。

地本は、支社応援を日中帯に行うことから、夜間配達についての考え方を求めました。

支社応援は原則、日中帯となることから、夜間配達には郵便局の社員及び期間雇用社員が勤務変更を行うなどし、対応するとしています。

支社応援者の夜間配達については、効率性や安全性を鑑みて実施する予定はないとしています。

(2) その他の注視局について

支社は、11月21日までに注視局に臨局を行った結果、先に述べた3局に応援を入れるとしており、今後も、11月30日に全局臨局を予定しており、12月1～3日までの業務運行について確認するとともに、新追跡システムデータ検証等により業務運行を確認し、必要に応じて支社による配達等の応援を行っていくとしています。

また、蒲田、玉川及び調布郵便局においても、必要と判断すれば、増員するなどの対応を図るとしています。

地本としては、12月1～3日についてももちろんではあるが、集配営業部の応援が少なくなる、4日以降の業務運行についても注視するよう支社に要請しました。

(3) その他

地本は、支社による配達応援以外の対策について求めました。

支社は、必要であれば、組立要員としての応援も考えており、出発時間を早くすることにより、集配営業部の配達時間の確保につなげたいとしています。

また、局長判断となるが、2日間配達については、年末繁忙期に限り1回配達でも可とするとしています。

地本は、年末繁忙期におけるゆうパック配達については、やれるべき対策に関しては、すべて行うように支社に求めていくとのスタンスから、支社社員によるゆうパック配達応援を実施については一定の理解をし、さらに応援者を効率的に活用するためには、郵便局管理者と支社専門役との意思疎通が重要と認識しており、各郵便局においては、連携を密に図るよう要請し、支社も同様の考えを示したことからゆうパック配達等の支社応援の実施について、了としました。

地本としては、今後も、やれるべき対策に関しては、すべて求めていくとのスタンスで、支社対応を図っていくとします。
